

○銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3の規定に基づく認知機能検査の実施要領

平成21年12月4日

生環一第1716号

警 察 本 部 長

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3の規定に基づく認知機能検査の実施要領の制定について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3の規定に基づく認知機能検査に関する規程（平成21年埼玉県公安委員会規程第10号）第4条の規定に基づき、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成21年12月4日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3の規定に基づく認知機能検査の実施要領

第1 趣旨

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3の規定に基づく認知機能検査に関する規程（平成21年埼玉県公安委員会規程第10号。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第1項に規定する検査（以下「認知機能検査」という。）の実施に関し必要な細目的事項を定めるものとする。

第2 認知機能検査員

認知機能検査を行う者（以下「認知機能検査員」という。）は、警察署の職員のうち、生活安全部門における許認可事務を担当し、検査の実施に必要な技能及び知識に関して生活安全部保安課長が実施する講習を受講したものとする。

第3 認知機能検査員の基本的な心構え

- 1 認知機能検査員は、認知機能検査の目的が、散弾銃を猟場に置き忘れて帰宅するなど、加齢に伴う認知機能の低下によると思われる事案が発生していることから、法第4条の3第1項に規定する者（以下「高齢者」という。）に対し検査を行うことにより、高齢者に自己の認知機能の状況を自覚させ、注意を促すこととしたものであり、認知機能検査において、受検者に対し無用の不安又は誤解を抱かせないように検査の目的を分かりやすく説明することに努めなければならない。
- 2 認知機能検査員は、認知機能検査が介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症（以下「認知症」という。）の診断を行うものではなく、認知症の診断はあくまで専門の医師により行われるものであることを受検者が正しく理解できるように、認知機能検査において十分な説明に努めなければならない。
- 3 認知機能検査員は、高齢者の心情に配慮した認知機能検査を実施しなければならない。
- 4 認知機能検査員は、認知機能検査の結果が受検者の秘密に属する個人情報であることを正しく理解し、その取扱いに誤りがないようにしなければならない。

第4 認知機能検査の実施要領

- 1 受検者の人数

1 回に行う認知機能検査の受検者数は、10 人以下とする。ただし、次のいずれかに該当する者（検査中に判明した者を含む。）は個別に行うものとする。

- (1) 認知機能検査員の説明が聞き取れないと認められる者
- (2) 認知機能検査員の説明が理解できないと認められる者
- (3) 注意力が散漫で認知機能検査に耐えられないと認められる者
- (4) 不正行為を行っているとして認められる者
- (5) その他個別に認知機能検査を行わなければ、検査の進行に支障があると認められる者

2 検査の実施場所

認知機能検査は、次の要件に適合している場所で実施すること。

- (1) 外部から遮断されている。
- (2) 受検者のプライバシーの保護及び検査の適正を図るため、間隔を設けた配席、ついででの設置等がされている。
- (3) カレンダー、時計等は、あらかじめ取り外しているか、覆いを掛けるなどしてある。

3 検査の進行要領

認知機能検査の進行順、検査の方法等、使用する用紙及び所要時間は、次表のとおりとする。

進行順	検査の方法等	使用する用紙	所要時間
1	事前説明及び準備	認知機能検査検査用紙（別記様式第 1） （表紙）	おおむね 2 分30秒
2	表紙の記載		おおむね 1 分30秒
3	手がかり再生	問題用紙 1、回答用紙 1（別記様式第 2） 問題用紙 2、回答用紙 2（別記様式第 3） 問題用紙 3、回答用紙 3（別記様式第 4）	おおむね14分
4	時間の見当識	問題用紙 4、回答用紙 4（別記様式第 5）	おおむね 3 分
5	検査用紙の回収から検査結果の通知	採点補助用紙（パターン A）（別記様式第 6）、採点補助用紙（パターン B）（別記様式第 7）、採点補助用紙（パターン C）（別記様式第 8）又は採点補助用紙（パターン D）（別記様式第 9）及び規程第 3 条各号に掲げる書面	おおむね 7 分

4 各検査の方法等

認知機能検査の方法等は、次によるものとする。

(1) 検査用紙等

前記3の表の使用する用紙の欄に掲げた各検査用紙は、A4版以上の大きさとする。

(2) 時間の計測

各検査の所要時間は、ストップウォッチを用いて計測すること。

(3) 手がかり再生

ア 手がかり再生で使用する図画は、警察庁で指定したものをを用いるものとし、着色はしない。

イ 図画は、大きなボードを用いる、スクリーンに投影するなどにより、すべての受検者が見えるようにする。

(4) 筆記方法

受検者の筆記用具は鉛筆とし、記載を誤った場合は二本線を引いて書き直させ、消しゴムを使用させない。

(5) 代筆等

手が震えるなど受検者が自ら文字が書けない状態にあると認められる場合は、認知機能検査員又はその補助者が受検者の回答を聴取して代筆することができる。

(7) 検査結果の採点及び判定の点検

検査結果の採点及び判定の点検は、複数人により行うこと。

(8) 検査結果の受検者への通知

ア 認知機能検査の結果は、他の受検者に知られることのないように規程第3条各号に掲げる書面を封筒に入れるなどして、受検者に通知すること。

イ 検査結果について受検者から不服等の申し出があった場合は、検査終了後に個別に説明を行うこと。この場合において、必要に応じ、検査用紙及び採点補助用紙を受検者に示した上で採点方法及び結果について説明を行うものとする。

第5 検査用紙等の保存

認知機能検査で使用した各検査用紙及び採点補助用紙は、警察署長が保存するものとし、その保存期間は3年とする。

実施日

この通達は、平成 21 年 12 月 4 日から実施する。

実施日

この通達は、平成 25 年 9 月 1 日から実施する。

実施日

この通達は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

実施日

この通達は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

実施日

この通達は、令和 4 年 5 月 13 日から実施する。

にんちきのうけんさ けんさようし
認知機能検査 検査用紙

な まえ 名 前	
せいねんがつび 生年月日	たい しょう 大 正 ねん がつ にち 年 月 日 しょうわ 昭 和

しよちゆうい
諸注意

- し じ ようし
1 指示があるまで、用紙はめくらないでください。
- こたえ か こえ だ
2 答を書いているときは、声を出さないでください。
- しつもん て あ
3 質問があったら、手を挙げてください。

もん 問	だい 題	よう 用	し 紙	1
---------	---------	---------	--------	---

これから、たくさん^{すうじ}数字が書^かかれた表^{ひょう}が
出^でますので、私^{わたし}が指^し示^じをした数字^{すうじ}に斜^{しや}線^{せん}
を引^ひいてもらいます。

例^{たと}えば、「1と4」に斜^{しや}線^{せん}を引^ひいてくだ
さいと言^いったときは、



4	3	1	4	6	2	4	7	3	9
8	6	3	1	8	9	5	6	4	3

と例^{れい}示^じのよう^{じゆんばん}に順^み番^みに、見^みつけただけ斜^{しや}
線^{せん}を引^ひいてください。

※指^し示^じがあるまでめくらないでください。

かい	とう	よう	し	
回	答	用	紙	1



9	3	2	7	5	4	2	4	1	3
3	4	5	2	1	2	7	2	4	6
6	5	2	7	9	6	1	3	4	2
4	6	1	4	3	8	2	6	9	3
2	5	4	5	1	3	7	9	6	8
2	6	5	9	6	8	4	7	1	3
4	1	8	2	4	6	7	1	3	9
9	4	1	6	2	3	2	7	9	5
1	3	7	8	5	6	2	9	8	4
2	5	6	9	1	3	7	4	5	8

※^し指示^じがあるまでめくらないでください。

もん	だい	よう	し	
問	題	用	紙	2

すこ まえ なんまい え み
少し前に、何枚かの絵をお見せしまし
た。

なに か おも だ
何が描かれていたのかを思い出して、で
きるだけぜんぶ か
全部書いてください。

※指示があるまでめくらないでください。

かい	とう	よう	し	
回	答	用	紙	2

1.	9.
2.	10.
3.	11.
4.	12.
5.	13.
6.	14.
7.	15.
8.	16.

※^{しじ}指示があるまでめくらないでください。

もん	だい	よう	し	
問	題	用	紙	3

こんど かいとうようし ひだりがわ
今度は回答用紙の左側に、ヒントが書い

てあります。

それを手がかりに、もう一度、何が描か

れていたのかを思い出して、できるだけ全

ぶ か
部書いてください。

※指示があるまでめくらないでください。

かい	とう	よう	し	
回	答	用	紙	3

1. 戦 ^{たたか} いの武器 ^{ぶき}	9. 文房具 ^{ぶんぼうぐ}
2. 楽器 ^{がっき}	10. 乗り物 ^{の もの}
3. 体 ^{からだ} の一部 ^{いちぶ}	11. 果物 ^{くだもの}
4. 電気製品 ^{でんきせいひん}	12. 衣類 ^{いるい}
5. 昆虫 ^{こんちゅう}	13. 鳥 ^{とり}
6. 動物 ^{どうぶつ}	14. 花 ^{はな}
7. 野菜 ^{やさい}	15. 大工道具 ^{だいくどうぐ}
8. 台所用品 ^{だいどころようひん}	16. 家具 ^{か ぐ}

※指示^{し じ}があるまでめくらないでください。

もん	だい	よう	し	
問	題	用	紙	4

この^{けんさ}検査には、5つの^{しつもん}質問があります。

^{ひだりがわ}左側に^{しつもん}質問が書いてありますので、それぞ^{しつもん}れの^{たい}質問に対する^{こたえ}答を^{みぎがわ}右側の^{かいとうらん}回答欄^{きにゆう}に記入してください。

^{こたえ}答が^わ分からない^{ばあい}場合には、^{じしん}自信がなく^よても^{おも}良いので^{きにゆう}思ったとおりに^{きにゆう}記入してください。^{くうらん}空欄とならないようにしてください。

※^{しじ}指示があるまでめくらないでください。

かい	とう	よう	し	
回	答	用	紙	4

い か しつもん こた
以下の質問にお答えください。

しつもん 質 問	かいとう 回 答
ことし なんねん 今年は何年ですか？	ねん 年
こんげつ なんがつ 今月は何月ですか？	がつ 月
きょう なんにち 今日は何日ですか？	にち 日
きょう なんようび 今日は何曜日ですか？	ようび 曜日
いま なんじなんぶん 今は何時何分ですか？	じ ぶん 時 分

パターンA

採点補助用紙

受検者氏名	検査開始日時 年 月 日 () 時 分
-------	-------------------------

回答用紙2、回答用紙3(手がかり再生)

イラスト		自由(各2点)	手がかり(各1点)	得点
1	大砲			0
2	オルガン			0
3	耳			0
4	ラジオ			0
5	テントウムシ			0
6	ライオン			0
7	タケノコ			0
8	フライパン			0
9	ものさし			0
10	オートバイ			0
11	ブドウ			0
12	スカート			0
13	にわとり			0
14	バラ			0
15	ペンチ			0
16	ベッド			0
小計 (A)				0 /32

回答用紙4(時間の見当識)

【検査時刻】

時 分	
質問	得点
何年(5点)	
何月(4点)	
何日(3点)	
何曜日(2点)	
何時何分(1点)	
小計 (B)	0 /15

←15点以上で採点終了可

【総合点の算出】

$$\begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline 0 \\ \hline \end{array} \times 2.499 + \begin{array}{|c|} \hline B \\ \hline 0 \\ \hline \end{array} \times 1.336 = \begin{array}{|c|} \hline \text{総合点} \\ \hline 0 \\ \hline \end{array} \text{点}$$

※Aが15点以上の場合、総合点の計算省略可

【採点結果】

36点未満	
36点以上	

採点者

点検者

パターンB

採点補助用紙

受検者氏名	検査開始日時
	年 月 日 () 時 分

回答用紙2、回答用紙3（手がかり再生）

イラスト		自由（各2点）	手がかり（各1点）	得点
1	戦車			0
2	太鼓			0
3	目			0
4	ステレオ			0
5	トンボ			0
6	ウサギ			0
7	トマト			0
8	ヤカン			0
9	万年筆			0
10	飛行機			0
11	レモン			0
12	コート			0
13	ペンギン			0
14	ユリ			0
15	カナヅチ			0
16	机			0
小計（A）				0 /32

回答用紙4（時間の見当識）

【検査時刻】

時 分	
質問	得点
何年（5点）	
何月（4点）	
何日（3点）	
何曜日（2点）	
何時何分（1点）	
小計（B）	0 /15

←15点以上で採点終了可

【総合点の算出】

A

0 /32

× 2.499 +

B

0 /15

× 1.336 =

総合点

0

点

※Aが15点以上の場合、総合点の計算省略可

【採点結果】

36点未満	
36点以上	

採点者 点検者

パターンC

採点補助用紙

受検者氏名	検査開始日時
	年 月 日 () 時 分

回答用紙2、回答用紙3（手がかり再生）

イラスト		自由（各2点）	手がかり（各1点）	得点
1	機関銃			0
2	琴			0
3	親指			0
4	電子レンジ			0
5	セミ			0
6	牛			0
7	トウモロコシ			0
8	ナベ			0
9	はさみ			0
10	トラック			0
11	メロン			0
12	ドレス			0
13	クジャク			0
14	チューリップ			0
15	ドライバー			0
16	椅子			0
小計（A）				0 /32

回答用紙4（時間の見当識）

【検査時刻】

時 分

質問	得点
何年(5点)	
何月(4点)	
何日(3点)	
何曜日(2点)	
何時何分(1点)	
小計（B）	0 /15

←15点以上で採点終了可

【総合点の算出】

A			B		総合点
0	/32	× 2.499 +	0	/15	× 1.336 =
					0 点

※Aが15点以上の場合、総合点の計算省略可

【採点結果】

36点未満	
36点以上	

採点者

点検者

パターンD

採点補助用紙

受検者氏名	検査開始日時
	年 月 日 () 時 分

回答用紙2、回答用紙3（手がかり再生）

イラスト		自由（各2点）	手がかり（各1点）	得点
1	刀			0
2	アコーディオン			0
3	足			0
4	テレビ			0
5	カブトムシ			0
6	馬			0
7	カボチャ			0
8	包丁			0
9	筆			0
10	ヘリコプター			0
11	パイナップル			0
12	ズボン			0
13	スズメ			0
14	ヒマワリ			0
15	ノコギリ			0
16	ソファ			0
小計（A）				0 /32

回答用紙4（時間の見当識）

【検査時刻】

時 分	
質問	得点
何年(5点)	
何月(4点)	
何日(3点)	
何曜日(2点)	
何時何分(1点)	
小計（B）	0 /15

←15点以上で採点終了可

【総合点の算出】

A			B		総合点
0	/32	× 2.499 +	0	/15	× 1.336 =
					0 点

※Aが15点以上の場合、総合点の計算省略可

【採点結果】

36点未満	
36点以上	

採点者 点検者